

## 海外渡航への対応マニュアル

本マニュアルは、新型コロナウイルス対策行動計画の「海外渡航の留意事項」に関する具体的な手続きや留意事項を記載しています。

### 1 海外渡航に係る要請

外務省は、海外安全ホームページで、新型コロナウイルスの最新情報を提供し、現地の交通規制や各国の航空便の運休などの状況が急激に悪化する可能性も念頭に、渡航予定者に対し、情報収集等に万全を期すこと、渡航の必要性の検討などを求めています。

本学では、次のとおり海外渡航について要請します。やむを得ず、海外渡航をする場合は、以下の「2 海外渡航時の対応」を確実に行ってください。

教職員：感染症危険情報のレベルに関わらず、海外への渡航の中止又は延期

学 生：感染症危険情報のレベルに関わらず、海外への渡航の中止又は延期

海外安全情報のホームページはこちら

<https://www.anzen.mofa.go.jp>



### 2 海外渡航時の対応

やむを得ず、海外への渡航を予定している学生・教職員は、下記により、学生は学生センターへ、教職員は滝沢キャンパスは総務室へ、宮古キャンパスは宮古事務局へ報告してください。

#### (1) 渡航前の届出

学生は「海外渡航届（学生用）」を、教職員は「海外渡航届（教職員用）」を提出してください。なお、事情により難しい場合はメールによる報告も可とします。

#### (2) 帰国後及び予定変更時（中止含む）の報告

帰国後はその旨をメール等で報告するとともに、渡航前に提出した海外渡航届のうち渡航先や滞在期間、経由地等に変更があった場合は、修正した海外渡航届を提出してください。なお、事情により提出が難しい場合はメールによる報告も可とします。

#### (3) 自宅待機の要請

##### ア 感染症危険情報<sup>※1</sup>のある国や地域からの帰国時（R2.5.14 現在は全ての国が対象）

学生及び教職員は、新型コロナウイルスに関して外務省から発せられた感染症危険情報に記載のある国や地域（レベル3、2、1）から帰国した場合、帰国後14日の間、外出を避け自宅待機し、滝沢キャンパスは健康サポートセンター、宮古キャンパスは宮古保健室（以下「健康サポートセンター等」という）に「健康記録票（海外帰国者用）」に記録し、毎日メール等にて報告してください。

なお、帰国時に検疫所長から指定した場所で待機等の指示を受けた場合はその指示に従ってください。

#### ※1 外務省の感染症危険情報（令和2年5月14日現在）

令和2年3月18日、外務省は全ての国に対し感染症危険情報を発出

##### 【レベル1：十分に注意してください】

対象：外務省海外安全ホームページ参照

##### 【レベル2：不要不急の渡航は止めてください】

対象：外務省海外安全ホームページ参照

##### 【レベル3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）】

対象：外務省海外安全ホームページ参照

外務省の感染症危険情報はこちら

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>



この間、感染への疑問や体調不調がある場合は、健康サポートセンター等に相談してください。

また、この間に、帰国者・接触者相談センター（以下「相談センター」という）への相談目安<sup>※2</sup>に該当する状況になった場合は、直接、相談センターに電話相談し、その結果を健康サポートセンター等に報告するとともに、「健康記録票（帰国者・接触者相談センターへの相談後用）」に記録し、毎日メール等にて報告してください。

※ 本行動計画「感染が疑われる場合等の対応マニュアル」を参照

#### ※2 相談目安

- ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・ 重症化しやすい方<sup>※</sup>で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
  - ※ 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患が免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ・ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪症状が続く場合  
症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合はすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない場合も同様です。

相談目安の詳細はこちら

<https://www.mhlw.go.jp/content/000628620.pdf>



イ 感染症危険情報のない国や地域からの帰国時（R2. 5. 14 現在 全ての国に感染症危険情報発出）  
感染症危険情報のない国や地域から帰国した学生・教職員は、健康管理に努め、咳やのどの痛みなどの症状がみられた場合は健康サポートセンター等へ報告のうえ、医療機関受診等適切な対応をしてください。

### 3 相談窓口

- ・ 健康サポートセンター 電話 019-694-2030 FAX 019-694-2031 メール tk-covid19@ml.iwate-pu.ac.jp
- ・ 宮古事務局（保健室）電話 0193-64-2230 FAX 0193-64-2234 メール myk-covid19@ml.iwate-pu.ac.jp
- ・ 帰国者・接触者相談センター（コールセンター） 電話 019-651-3175 FAX 019-626-0837

岩手県の帰国者・接触者相談センターの情報はこちら

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyoku/iryoku/covid19/index.html>

- ・ 厚生労働省 新型コロナウイルス電話相談窓口  
電話 0120-565653 FAX 03-3595-2756

添付資料 海外渡航届2種（学生用）（教職員用）

健康記録票2種（海外帰国者用）（帰国者・接触者相談センターへの相談後用）

#### 《問合せ窓口》

学 生：学生支援室（学生支援グループ）

電話 019-694-2010 Mail ipu-gakusei@ml.iwate-pu.ac.jp

教職員：総務室（総務グループ）

電話 019-694-2000 Mail soumu@ml.iwate-pu.ac.jp